

第32回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月30日(金) 午後1時30分から午後1時55分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(17名)

会長	9番	安原 義之			
会長職務代者	16番	市川 政一			
委員	1番	渡邊 春男	2番	東條 進	
	3番	尾島 和幸	4番	加藤 謙太郎	
	5番	丸山 善明	6番	荒川 美子	
	7番	宮尾 俊一	8番	丸山 嘉之	
	10番	飯塚 淳一	11番	内田 芳昭	
	12番	斎木 壽次	13番	山川 政明	
	14番	霜鳥 勝範	15番	生井 一広	
	17番	尾崎 香			

推進委員 6番 矢坂 信昭 12番 山下 利秋

4. 提出議題

報告第48号 8月分許可状況について
報告第49号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第50号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第51号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第44号 農用地利用集積計画について

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長 吉越 哲也	次長 西澤 明夫
係長 宮下 桂子	主査 竹田 由之

6. 会議の概要

局長 本日の出席委員の報告をいたします。
ただいまの出席委員は17名でございます。
それでは、安原会長、お願いします。

会長 ご苦労様でございます。
事務局から皆さんのところにもお手紙がいつているかと思うのですが、11月19日に農業委員会大会が三条で行われます。このようなコロナの状況ですので、出席者も少人数でということ。私からも農業会議事務局に全員出席の依頼をしたのですが、6割のご出席をお願いしますということで、全員出席することができません。そんなことで、皆さんに連絡がいつている通り、各地区から代表者の出席ということになってしまいました。誰が悪いわけでもなく、会場がそういう設定をしているということで、19日の参加については、ご理解いただきたいと思います。この19日の大会の際、今回、妙高市が事例報告になっておりまして、私の方で事例の報告をさせていただきます。やっていることは皆さん同じかと思うのですが、妙高市の取り組みについて、農用地の最適化に向けた活動について報告をさせていただきます。

あと私の予定としては、上越地区協議会の事業などを決めるため、3市での会合が16日に糸魚川で行われるということで、新潟での県の農業会議の総会後、糸魚川で上越地区協議会の総会という日程も組まれております。それから、常設審議委員の中でも若く動けるということで、東京へ陳情要請に行つて来なければならないという状況です。日にちは改めて連絡があるとのこと。です。

皆さんの方でも、秋の収穫作業がほとんど終わられたかと思つても、またそのあとの仕事が残つていると思つれます。

先日、コンバインを掃除メンテナンスしたところ、手首を持っていかれた人が妙高市にもおりました。皆さんも作業する際は、十分お気をつけて作業をしていただきたいと思いますので、あわせてお願いしておきます。

それでは座らせていただきまして、進めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

議長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第32回妙高市農業委員会総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員を指名いたします。16番の市川 政一委員、17番の尾崎 香委員、よろしくお願ひいたします。

本日の報告事項については4件、議案については3件です。

公正かつ厳正なご審議をお願いします。

議長 まず、報告事項ですが、
・報告第48号 8月分許可状況について
・報告第49号 農地法第18条第6項の規定による通知について
・報告第50号 農地転用事実確認証明等報告について
・報告第51号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
を事務局より、説明をお願いします。

事務局 では、報告事項について説明します。
1ページ、報告第48号、8月分許可状況についてをご覧ください。
令和2年8月に申請されましたものは、3条申請が2件、5条申請が1件、いずれも慎重審議をいただきまして、妙高市農業委員会の許可となっております。
次に、2ページ、報告第49号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを

覧ください。

9月に届出がありました合意解約は13件です。2ページ1番から7番については、先月法人と妙高市、貸付人の3者での契約を相対での契約に変更する集積計画が提出されたものの合意解約となります。10番については、圃場の状態が悪く、解約後は、保全管理となります。その他につきましては、解約後は、他の方へ貸借予定、所有権移転予定となっております。

次に、4ページ、報告第50号、農地転用事実確認証明等報告についてです。

9月につきましては、法務局からの農地の転用事実確認に関する照会が1件です。内容につきましては、平成元年以前から30年以上耕作されず、山林原野化しており、傾斜地で狭隘な面積、形状であり、耕作利用は見込めないことから、非農地と判断し、農地法の適用を受けない事実確認としました。

次に5ページ、報告第51号、農地法第3条の3の規定による届出件数報告についてです。

9月に届け出のありました、相続件数は12件で、新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告事項について説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の報告に対しまして、質問等がありましたらお願ひいたします。

会 長 報告第49号の法人の関係はこれで終わりですか。

事務局 終わりです。

議 長 無いようでありますので、報告第48号から51号までの報告4件について、ご了承いただきたいと思ひます。

議 長 次に、議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議についてを上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、6ページをご覧ください。
今月の許可申請は、3件です。

1番、2番については、関連がありますので、一括説明させていただきます。

申請地は、大字北条地内、1番は登記地目、田が2筆、登記地積合計4,841㎡、2番は登記地目、田が1筆、登記地積2,983㎡、1番、2番あわせて田が3筆、登記地積合計7,824㎡であります。

位置図は、資料No.3をご覧ください。

譲受人は、本年8月に農地法第3条の許可を得て、初めて農地を所有し、今後、経営規模を拡大していきたいという新規就農者で、来年度の耕作に向けて、2人の譲渡人と合意に至ったことから、これを機に売買により譲り受けるものです。

3番については、申請地は、大字関山地内、登記地目、田が2筆、登記地積合計4,035㎡であります。

位置図は、資料No.4をご覧ください。

申請農地は、譲渡人と法人である譲受人との間で、利用権設定し耕作している農地で、譲渡人としては、今後も労力がなく、耕作管理することができないことから、このたび、両者で話がまとまったため、これを機に譲受人に売買により譲り渡すものです。

以上、3件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、続きまして担当委員の説明をお願いいたします。
1番と2番については、2番の東條 進委員、
3番については、12番の斎木 壽次委員、お願いします。

2番 案件の1番と2番につきましては、譲受人が同一人であることから、一括して補足説明させていただきます。

申請農地の現地確認につきましては、10月12日に、推進委員の古川さんと事務局とで行いました。

申請農地の北条耕地については、水土地改良区圃場整備地でありまして、非常に耕地の条件も良いところであります。

譲受人につきましては、事務局の説明通りでありまして、将来的にも経営規模拡大を図っており、先般私、同じ集落の圃場地で、ご本人が作業をしてるのを確認し、また、農道での立ち話の中で、水稻経営規模拡大を図っているが、畑作、畑栽培についても農業委員からよい情報があれば、ぜひ畑栽培もやってみたいというお話もございました。

よって、譲受人は、これからの農業に意欲を示しております。

申請につきましては特段問題ないものと思われまますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

12番 議案第42号の3番について補足説明をいたします。
10月14日に事務局と現地確認をいたしました。
事務局の説明の通りで、私から特段、補足説明することはございません。
以上でございます。

議長 それでは、議案第42号の質疑を行います。
皆様から質問意見等がありましたらお願いいたします。
ありませんか。

議長 推進委員の皆様、何かありませんか。
よろしいですか。

議長 無いようでありますので、これにて質疑を終わります。
これより議案第42号、農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議についてを採決いたします。
お諮りいたします。
本件については原案通り、許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって議案第42号については、許可することに決定をいたしました。

議長 次に、議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、7ページをご覧ください。
今月の許可申請は3件です。

1番について、申請地は、上百々2丁目地内、登記地目、田が2筆、登記地積合計415㎡です。位置図は、資料No.5をご覧ください。

申請地は、昨年12月開催の妙高市農業委員会総会において、妙高農業振興地域整備計画の変更について同意した案件で、本年8月に農用地区域から除外された第1種農地ですが、地域住民の住宅で集落に接続して設置されるものに該当することから、許可できる案件であります。

用地の選定にあたっては、付近の農振白地や農地以外からも選定を行いましたが、地権者の同意が得られなかったり、必要面積が確保できなかったことから、当該地が選定され、適地と判断しました。

譲受人は、申請地を購入し、住宅1棟と庭、駐車スペース等の整備を希望しています。

2番について、申請地は、大字十日市地内、登記地目、田が1筆、登記地積264㎡です。事業全体としては、隣接宅地の一部を含めて実測で485.49㎡です。

位置図は、資料No.6をご覧ください。

申請地の農地区分は、圃場整備からも除外され、周辺を道路等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、その他2種に該当するものと思われます。

譲渡人と譲受人は、父と子の関係にあり、父の住宅の近くでの整備を望んでいたことから選定された土地につきましては、適地と判断いたしました。譲受人は、申請地に使用貸借権を設定し、隣接宅地と一体で一般住宅1棟と駐車スペース等の整備を希望しています。

3番について、申請地は、白山町4丁目地内、登記地目、田が1筆、登記地積441㎡です。

位置図は、資料No.7をご覧ください。

申請地は、都市計画法に規定する用途地域 第1種低層住居専用地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を購入し、住宅1棟の整備を希望しています。

以上、3件ですが、転用計画、資金計画等確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

1番については、7番の宮尾 俊一委員、

2番については、14番の霜鳥 勝範委員、

3番については、17番の尾崎 香委員よりお願いいたします。

7番

10月15日に推進委員の金子さん、事務局と現地確認を行いました。

事務局の説明通りであります。譲受人は、実家が同じ町内にあり、特段問題ないと考えますので、よろしくお願いいたします。

14番

10月9日に推進委員の杉原さん、事務局と現地確認を行いました。

事務局の説明通りであります。近隣状況及び資金面については特段問題ないと思いま

す。慎重審議よろしくお願ひします。

17番 10月8日に推進委員の石山さん、事務局と現地確認を行いました。
申請地は、南西と東側に公共施設、南側には美容室、飲食店、県営、市営住宅があり、宅地化が進んでいる地域です。
事務局の説明通り、関係書類を確認したところ、差し支えないものと考えますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは議案第43号の質疑を行います。
皆様から質問意見等がありましたらお願ひいたします。
ありませんか。
推進委員の皆様もよろしいでしょうか。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第43号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第44号 農用地利用集積計画についてを上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 8ページ、議案第44号、農用地利用集積計画についてをご覧ください。
今月は新規設定6件、再設定26件の合計32件です。
まずは、そのうち新規分についてご説明いたします。
新規分については、今まで耕作を依頼していた借受人や、自分自身が体調崩すなどの理由により耕作できなくなり、他の方と貸借の契約をされたものです。
対価額、貸借期間等は、双方の話し合いで決定しております。
8ページの5番につきましては、圃場の状態が悪いため、無償での貸借となっております。
9ページ、7番から12ページ、32番は、再設定であり、対価額、貸借期間等は、双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われます。
以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第44号について質疑を行います。
皆様から質問、意見等がありましたらお願ひします。
ありませんか。

会 長 私の方から一つお聞きしたいと思います。
各地区の担当委員の皆様、地区の状況把握をされていると思うのですが、今回新規で上がっている5番の方について、以前管理のことでいろいろ問題がありましたが、現在の状況はいかがでしょうか。

8 番 彼の圃場に比べると草が伸びている状態。刈ってはいるのですが、見栄えが悪い状態です。

会 長 ありがとうございます。
それから18番から20番について、担当委員の方お願いします。

14番 今年は管理が良くて、近隣の方も驚いております。
いつもはしなかった秋口の草刈りもされていて、皆様のおかげと私のおかげでだいぶよくなったと思います。

会 長 ありがとうございます。
集積計画について、地域で問題があると指摘を受けている方がいらっしゃると思いますので、議案における集積計画の方にも目を配っていただき、現在の状況等を確認していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議 長 他に無いようでありますので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第44号 農用地利用集積計画についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第44号については、市長に要請することに決定いたしました。

議 長 議案の審議については、全て終了しましたので、
これにて、第32回妙高市農業委員会総会を閉会します。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之